

うるま市告示第95号

指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の20及び児童福祉法第24条の28の規定に基づき指定したため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項第1号及び児童福祉法第24条の37第1号の規定に基づき、公示する。

令和8年4月8日

うるま市長 中村正人

記

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	合同会社爛々（沖縄県うるま市田場1748-1）
事業所の名称及び所在地	相談支援事業所らんらん（沖縄県うるま市高江洲449-3当銘ビル101）
指定年月日	令和8年4月1日
事業の種類	指定特定相談支援、指定障害児相談支援
事業の主たる対象者	特定なし
事業所番号	4731300515（者） 4771300409（児）